

可児市教育委員会教育長交際費支出基準

第1 趣旨

この基準は、可児市教育委員会教育長（以下「教育長」という）が教育委員会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という）の支出の基準及び支出内容の公表について、必要な事項を定めるものとする。

第2 支出区分

交際費の支出区分は次に掲げるとおりとする。

（会費）

各種団体が行う懇談・会合等に教育長が出席する場合に、その会費を支出する。ただし、教育長が指定する職員が、教育長の代理として、又は教育委員会を代表して出席する場合には、教育長が出席する場合に準じて支出することができる。

（慶祝）

式典、総会、大会、祝賀会等に教育長が出席する場合に、祝意に係る経費を支出する。ただし、教育長が指定する職員が、教育長の代理として、又は教育委員会を代表して出席する場合には、教育長が出席する場合に準じて支出することができる。

（見舞い）

病気等のほか災害、事故等の見舞いに係る経費を支出する。

（弔慰）

市教育関係者およびその親族の葬儀等に際して、弔意に係る経費を支出する。

（その他）

上記の支出区分のほか、渉外等に際して教育長が必要と認める経費について、その都度決定して支出する。

第3 支出範囲

教育長交際費は別表に定める範囲で支出する。ただし、特段の理由がある場合は調整することができるものとする。

第4 教育長交際費の公表

教育長交際費は、支出区分、支出月日、支出金額、支出件名を公表する。ただし、可児市情報公開条例第7条に定める非公開情報については公表しないものとする。

2 公表は、可児市ホームページへの掲載により行うものとする。

第5 見直し

この基準は、教育長交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

第6 補則

この基準に定めがないものについては、その都度教育長が決定する。

付則

この基準は平成23年1月1日から施行し、平成23年1月1日以後に支出する交際費について適用する。

付則

この基準は平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以後に支出する交際費について適用する。

平成30年2月7日決裁

別表

支出区分	支 出 範 囲		
会 費	会費に定められた額 額が不明な場合は実費相当額		
慶 祝	上限 20,000 円		
見 舞 い	教育関係者に対し上限 10,000 円		
弔 慰	教育委員、市議会議員	本人	弔電、香典等 10,000 円、供物
		配偶者、実父母、養父母、同居の義父母、実子、養子	弔電、香典等 5,000 円
	学校長	本人	弔電、香典等 10,000 円、供物
		配偶者、実父母、養父母、同居の義父母、実子、養子	弔電、香典等 5,000 円
	教頭	本人	弔電、香典等 5,000 円
		配偶者、実父母、養父母、同居の義父母、実子、養子	弔電
	教諭（事務員を含む）	本人	弔電、香典等 5,000 円
		配偶者、実父母、養父母、同居の義父母、実子、養子	弔電
	学校長 （市内私立）	本人	弔電、香典等 5,000 円
	児童・生徒	本人	弔電、香典等 5,000 円
		父母	弔電
	近隣市町村 教育長	本人	弔電、香典等 5,000 円
	校医、歯科医、薬剤師	本人	弔電、香典等 5,000 円
		配偶者	弔電、香典等 5,000 円
	各種委員 （委嘱又は任命委員）	本人	弔電、香典等 5,000 円
		配偶者	弔電
	各種団体の長	本人	弔電、香典等 5,000 円
配偶者		弔電	
元教育委員	本人	弔電、香典等 5,000 円	
教育委員会 臨時職員	本人	弔電、香典等 5,000 円	
そ の 他	社会通念上妥当と認められる範囲		

別表において、特別な場合についてはその都度協議する。